

令和元年 土幌町議会第3回定例会会議録

1 議事日程第1号 9月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 会期の決定
(諸般の報告)
日程番号3 行政報告
日程番号4 教育行政報告
日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告
日程番号6 議報告第1号 道内行政視察報告
日程番号7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程番号8 議案第1号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
日程番号9 議案第2号 土幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例案
日程番号10 議案第3号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号11 議案第4号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案
日程番号12 議案第5号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
日程番号13 議案第6号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
日程番号14 議案第7号 土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案

2 出席議員(12名)

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 1番 加藤 宏一 | 2番 河口 和吉 | 3番 大西 米明 | 5番 伊藤 健蔵 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 牧野 圭司 | 8番 曾我 弘美 | 9番 中村 貢 |
| 10番 森本 真隆 | 11番 大野 明 | 12番 矢坂 賢哉 | 13番 秋間 紘一 |

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長 | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 農業委員会会長 | 渡邊 睦実 | 代表監査委員 | 佐藤 宣光 |

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----------|-------|-------------|-------|
| 副町長 | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 高木 康弘 |
| 総務企画課長 | 石垣 好典 | 会計管理者 | 三島 重浩 |
| 町民課長 | 藤内 和三 | 保健福祉課長 | 堀江菜穂子 |
| 保健介護担当課長 | 三島 裕子 | 産業振興課長 | 亀野 倫生 |

建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
施設担当課長	田中 敏博	子ども課長（兼）	高木 康弘
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
特老施設長	佐藤 慶岩		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	矢野 秀樹	総務係長	宇佐見 和重
------	-------	------	--------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回土幌町議会定例会を開催いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、曾我弘美議員及び9番、中村貢議員を指名いたします。</p>
2	秋間議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。本定例会の会期は、去る9月3日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から9月17日までの12日間とし、本日配付した会期日程表のように付議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から9月17日までの12日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。</p> <p>次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び</p>

第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書が提出されております。配付した報告書によりご了承願います。

次に、土幌町教育委員会から教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されております。配付した報告書によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

3
小林町長

本日ここに、第3回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、6月定例町議会以降の町政の推移についてご報告申し上げます。

はじめに、7月21日に執行された参議院議員通常選挙の結果について、自由民主党が57議席を獲得し、連立を組む非改選を含めた与党の議席は144議席となり、引き続き与党の安定した政権運営が進められることとなりました。今後も、財政再建、社会保障・人口減少問題、国際情勢、憲法改正の是非など重要政策の課題が山積していることから、その動向が注視されるところであります。

次に、本年度の普通交付税については、税収増に伴い基準財政収入額が高く算定されたことにより、前年度当初算定比228万8千円減の26億5,047万4千円となったところであります。行財政をめぐる状況は依然として不安定な要素があるため、引き続き行政改革の徹底を図りながら、健全な財政運営に努めて参りたいと存じます。

次に平成24年11月より全国の34町村で連絡会議を組織して取り組んでいる過疎法適用外小規模町村への支援拡充の取り組み状況についてであります。現行過疎法が令和3年3月31日までの適用期限となっており、平成12年以降21年ぶりに新法に移行する予定であることから、国においては来年度前半までに示す「新たな過疎対策の基本的な考え方」の議論が進められております。このため、本連絡会議を7月9日に開催し、総務省過疎対策室の担当者による国の議論の状況について説明を受けるとともに、集中的に関係国会議員や総務省への要請活動に取り組むことを確認したところであります。今後も参加自治体と連携を図りながら、過疎法適用外小規模町村への支援拡充に向け積極的に取り組んで参りたいと存じます。

次に、元町国保病院内科部長徳永医師より控訴されておりました減額された医師研究研修手当に対する損害賠償及び慰謝料の請求等に係る「損害賠償請求控訴事件」につきましては、札幌高等裁判所において、5月27日に終結し、8月27日に・本件控訴を棄却する。・控訴費

用は控訴人の負担とする。との判決が言い渡されました。

今までの控訴人の行動を考えると、今後どの様な対応を行って来るのか不明であり、その動向を注視して参りたいと存じます。

次に、10月1日からの消費税率引き上げに伴う公共料金等への転嫁についてですが、道路占用料、普通河川占用料等の国及び道の基準で決められているもの、病院会計等企業会計の中で消費税率分を上乗せした料金設定がなされ条例規則等に明示されているものを除き、今年度においては、公共料金への転嫁は行わないことといたしました。翌年度以降については、上下水道料金を中心に行革と併せて今後の動向を踏まえながら検討して参りたいと存じます。

今回の消費税率の引き上げに伴い、「幼児教育の無償化」として3歳～5歳児及び非課税世帯の0歳から2歳児についての保育料が無償となるものでありますが、本町においては、既に第2子以降を無償化しておりますので、第1子の3歳～5歳児の保育料が無償化となり、無償化率は現行の約7割から約9割に拡大するものであります。

国の保育料無償化においては、給食副食代は実費徴収することとされていますが町単独補助として副食費、おやつ代、牛乳代などについて無償といたしたいと存じます。

なお、今定例会に保育料の無償化に伴う条例改正及び補正予算を提案しておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に、地方創生についてであります。第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（H27年度～H31年度）が最終年度となることから第2期総合戦略（R2年度～R6年度）に向け、関係人口の拡大や人材育成などをテーマとする国の基本方針が示されました。

今後において国の基本方針を踏まえつつ各自治体における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものでありますが、去る8月1日には第7回地方創生総合戦略本部会議（庁内検討組織）、8月8日には第7回地方創生推進会議（産・官・学・金・労・言による検討組織）を開催し、平成30年度事業の検証を行うとともに第2期総合戦略策定方針を確認いたしました。

今後、調査や議論を重ねながら策定作業を進め、議会にも提示し意見を賜る予定でありますので宜しくお願い申し上げます。

次に、道の駅ピア21しほろについてであります。4月から8月末までの来場者数が23万7千人（前年22万5千人）を数え、夏休み期間の7月から8月にかけて、全道各地から多くの皆様に来訪いただき、8月1日には、移転新築してからの来場者数が100万人に達したところであります。土幌高等学校の生徒による野菜販売、町民有志によるワークショップなど、多彩な企画を展開しているところではありますが、引き続き、指定管理者である土幌町商工会、施設利用者であるJA土幌町、a t L O C A Lをはじめ、町内出品者などと連携し、新しい“

食”の創造、地域の活性化につながるよう取り組みを進めて参りたいと存じます。

また、新たな農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）については、6月から加工研修の受入れを開始し、8月までにどら焼き、うどん、菓子などの農産加工を中心に20団体、236名の利用をいただいているところであり、今後においても、利用者にとって“気軽に”“楽しく”加工研修ができる施設の構築を目指して参りたいと存じます。この施設が、食品加工技術の研修の場であることはもとより、町民が「食」をキーワードに集える場、小中学生の食育学習の場、「食」に関する講演会やイベントの実施を通じた地域の担い手育成の場となるべく、指定管理者である「株式会社C h e e r S（チアーズ）」との連携により円滑な施設運営に努めるとともに、IoT（モノのインターネット）事業推進やグローバルGAP（国際的な生産工程管理）・北海道HACCP（危害分析重要管理点）といった、全国的にも注目される取り組みが行われている土幌高等学校との連携強化を図りつつ、“ものづくり”“ひとづくり”“まち発信”をテーマに、新しい特産品の開発・販売、地域振興に係わる人材育成、道の駅を核とした情報発信や交流のネットワークの構築などを積極的に進めて参りたいと存じます。

次に、今後の農業・農村づくりについてであります。

本町農業は高い生産性を示していますが、農業をめぐっては、TPP11や日欧EPAの発効に続いて、日米貿易協定交渉が大枠で合意され、年内にも発効の見込みでありその影響が懸念されるところであります。農業・農村をめぐっては国際化やグローバル化とあわせ、急速に農業改革が進められようとしており、より多様で厳しい状況が予想されます。その様な中、今後の農業・農村づくりに向け、農業振興対策本部では昨年からの当面の課題となる・拠点(生産・交流・体験など)の形成及び連携・担い手の育成・働き手の確保について、審議会や執行部会において調査・検討を進めているところであります。

次に、農作物の作況についてご報告いたします。春耕期は好天で推移し播種作業は順調に進み、各作物とも1日から5日程度早く終了し、生育、作業とも順調に推移しましたが、4月以降極端な雨不足により過乾燥の状態が続き、一部ほ場で生育の不揃いが見られるほか、大風の影響による馬鈴しょ培土の崩れや、砂塵によるてん菜の損傷などの被害もありました。

その様な中、5月下旬にはまとまった降雨もあり、それまで気温は高く経過していたため生育は平年より進んでいる状況であります。

6月に入ってから、多湿・低温・寡照傾向で生育は停滞し作物への影響も懸念されましたが、7月中旬からは寡照傾向ではあったものの比較的高温少雨が続き、生育は平年並みに推移しているところです。

小麦の収穫は天候に恵まれ、7月23日に収穫作業が始まり、8月2日までの11日間で全集団の収穫が終了しました。春耕期には一部の地域で生育が遅れがでたものの、その後は天候に恵まれたこともあり、粗原乾燥推定重量は反収10.43俵（625.8kg）となり、昨年（10.62俵）にくらべると0.19俵下回った状況となっております。

8月15日現在における農業振興対策本部がまとめた説明資料にもありますとおり、馬鈴しょの生育はやや早く推移し、収穫作業は一部品種でスタートとしております。

その他の作物につきましては、生育は平年並みに推移している状況であります。

8月23日に実施しました農業振興対策本部による作況調査の結果、馬鈴しょ・小豆・デントコーンが「並」、菜豆・てん菜が「やや良」、大豆・牧草が「やや不良」の作況であります。

収穫の最盛期を迎えましたが、今後の天候が穏やかに推移し、順調に収穫作業が進み、無事故で稔り豊かな出来秋を迎えられるよう願うものであります。

次に、国道241号の整備についてですが、北十勝4町国道整備促進期成会において、冬期通行の安全確保対策とあわせて、道路交通安全対策（歩道整備）の要望を予定しております。

なお、今年度は19号～20号間の防雪柵設置工事が現在実施されております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区（士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」のうち、今年度は実勝排水路0.7kmの工事と、「士幌西部地区（明渠排水路4条、L=8.3km）」のうち、第14号明渠排水路1.0kmの工事を実施しております。この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業の生産性向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け要請して参りたいと存じます。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、士幌幹線交付金道路改良工事等を含む23件を発注したところであります。

土地改良関係では、道営事業の畑総事業3地区の圃場整備と特別農道事業1地区、士幌川西地区の調査計画を実施しております。また、町が実施します団体営事業では、下居辺地区農地耕作条件改善事業農道整備工事を含む11件を実施しております。

建築関係では、公営住宅若葉団地新築工事を含む12件を発注しております。

上下水道事業関係では、士幌終末処理場建設工事を含む8件を発注

したところ です。

次に、平成20年度に開設した「認定こども園」についてであります。本施設は、旧保育所と旧幼稚園を利用し、一部増改築を行った施設であり、特に旧保育所部分は昭和55年度に建築した施設で38年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。今後の改築を検討するため、庁内の関係職員による「認定こども園改築・組織検討庁内プロジェクトチーム」を組織し、7月24日に第1回目の会議を開催しました。子育て支援に関する様々な機能と組織・機構、運営方法なども含めて検討して参りたいと存じます。

次に、猛暑による熱中症対策ですが、7月28日には最高気温33.4℃を記録し、その後の10日間のうち8月4日を除く9日間で30℃を超える真夏日となったことから、7月31日と8月7日に高齢者等に対して電話等による安否確認と熱中症予防の注意喚起を行いました。

1回目の7月31日は275世帯、308人に対して、電話による安否確認と熱中症予防の注意喚起を行い電話での確認が出来なかった15世帯に対しては、戸別訪問で対象全世帯の安全を確認したところであります。2回目の8月7日は、前回連絡させていただいた際に確認をとった冷房設備のない家庭等を中心に81世帯、88人に対し電話による安否確認と熱中症予防の注意喚起を行いました。今回も電話での確認が出来なかった11世帯に対しては、戸別訪問を行い対象全世帯の安全を確認したところであります。

次に、行事関係であります。7月20日には札幌市において札幌士幌会総会が開催され、会員27名が出席のもと和やかに同郷の絆を深めるふるさと談義の集いとなりました。

8月6日には、45回目を迎えた老人・障がい者合同大運動会が行われました。本年度も総合研修センターでの開催となり、5チーム185名が参加、「ボーリングリレー」や「逆転紅白玉入れ」など11種目で熱戦が繰り広げられ、猛暑の中での開催となりましたが皆さんの元気あふれるプレーで大いに盛り上がりました。

8月18日には、第41回しほろ7000人のまつりが、コミュニティ広場、商工会駐車場などを会場に開催されました。メインの花みこしをはじめ、ステージ上では、本町の食と観光大使であります中村仁美さんの歌謡ショー、高原太鼓、一発芸大会、お笑いステージなどが行われる多彩な内容となりました。

また、特産品の販売や子ども縁日、お菓子・餅まきが行われるなど、子どもから大人まで大勢の方々に参加される楽しい夏の日となりました。今回も「まつり応援団」のご協力をいただきスムーズな準備・運営が行われ、多くの町民の皆さんで創り上げたまつりとなりました。

なお、姉妹都市であります美濃市からは、武藤市長をはじめ、古田市議会議長や佐藤県議会議員、花みこし連会員、一般市民など総勢17

名が来町され、土幌音頭・郡上踊りや花みこしなどに参加、まつりに華を添えていただきました。

20日夜には、商工会が主催する恒例の「仮装盆踊り大会」が開催され、降雨のため子ども盆踊りは中止となりましたが、町内外から13団体・13個人の約270名が参加され、雨が降るなかにもかかわらず熱演が繰り広げられました。

特別養護老人ホームにおいて行われる敬老会は、1日にひまわり棟で開催され、8日はさくら棟、14日にはすみれ棟で開催される予定であります。

表彰関係では、農業者年金の加入促進活動で優秀な実績を上げた団体に贈られる農業者年金基金理事長賞を、土幌町農業委員会（渡邊睦実会長）が受賞されました。

次に、国民健康保険病院の今年度4月から7月までの4か月間の患者数についてご報告申し上げます。

まず患者数について、1日平均で申し上げますと、入院では予算40人に対し35.8人、外来では予算91.2人に対し81.5人の実績となり、予算達成率では、入院・外来ともに89.4%となっております。

また、前年度実績、入院32.5人、外来84.3人と比べますと、入院では3.3人の増となりましたが、外来では2.8人の減となっております。

病床利用率の動向については、7月末までの4か月間で、入院患者が4,364人、病床利用率71.5%となったところであります。

次に、4月から7月までの経営状況についてご報告申し上げます。

まず収益についてですが、入院では予算（4か月分）9,198万円に対して7,883万円、外来では予算（4か月分）6,286万円に対して4,849万円の実績となっており、予算達成率では入院85.7%、外来77.1%となっております。

また、前年度実績入院6,772万円、外来4,912万円と比べますと、入院では1,111万円の増、外来では63万円の減となっております。

病院運営につきましては、9月1日付けで前乙部町国民健康保険病院院長の宮西秀二医師を常勤医として採用、常勤医5名体制となるものでありますが、来年度以降の医師体制確保を見通しての配置とするものであります。

病院経営の改善に向けては、地域医療等アドバイザーの助言等もいただきながら、検討を行ってきたところでありますが、副町長を委員長とした「土幌町国民健康保険病院経営改善検討委員会」を設置し、将来的な病院の在り方を含め、経営改善に向けた具体的な検討を行うことといたしました。

いずれにしても、土幌町における「保健・医療・福祉」の中核である町立病院の充実に向けて、各医大をはじめとする関係機関等との協議・連携も含め、検討を進めてまいり所存でありますので、議員各位

におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例町議会に上程しております案件は、専決処分承認1件、条例の一部改正7件、町道の路線廃止及び認定1件、人事案件1件、辺地総合整備計画の変更1件、物品購入契約の締結1件、議決事項の一部変更3件、令和元年度一般会計ほか3特別会計補正予算4件、平成30年度一般会計ほか6特別会計、1事業会計の決算認定8件のあわせて27件であります。

このほか、追加議案として土幌終末処理場建設工事（機械・電気）の工事請負契約を1件上程する予定でありますので、よろしくようお願い申し上げます。

それぞれ議案提案の都度、詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき可決くださるようお願い申し上げ、行政報告にかえさせていただきます。

4 秋間議長 **日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。**教育長、登壇願います。

堀 江 教育長 令和元年第3回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学校教育関係について報告申し上げます。

教育委員会の学校訪問を、6月下旬に町内各小・中学校、高等学校、認定こども園の協力を得て実施いたしました。

各学校と認定こども園では、教育目標や経営方針に基づき、実態に応じたきめ細かい教育が展開されており、教職員が力を合わせて熱い思いで子供を指導する体制が確立されるなど、基礎・基本の確実な定着と地域の特性を活かした創意ある教育活動が進められております。

次に、4月18日に行われた今年度の全国学力・学習状況調査については、その結果が7月下旬に教育委員会と各小・中学校に送付されたところでございます。

町内児童生徒の結果は、現在分析を進めておりますが、この後は分析結果に考察を加え、学校改善支援プランとして町広報紙で本町児童生徒の学力と今後の課題についてお知らせすることにしております。

また、これも町内全小・中学校が参加している全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、1学期のうちに各学校で調査が行われ、実施の報告がされました。

結果は、今後道教委から公表されることになり、町内児童生徒の結果については学力等調査と同様、町広報紙でお知らせすることにしております。

次に、小・中学校の夏季休業期間中には、土幌小屋チセ・フレップの活動で本町と関わりを持つ北海道大学恵迪寮の学生が学習支援をする「夏休み学習サポート塾」を企画し実施いたしました。

小学生は学習に加えて運動や読書も取り入れた内容で実施し、町内

の小学生延べ134名が充実した3日間を過ごしております。

また、中学生は学習のみの内容で2日間開催し、延べ9名が参加しております。

この他、今年も夏季休業の期間を活用した学習サポートが町内全ての小・中学校で行われ、基礎基本の定着、苦手な学習の克服、自主的な学習態度の育成等が図られたところでございます。

次に、町内の全小学校で実施し、本町教育の特色の一つであります都市交流事業について報告いたします。

上居辺小学校では、7月19日から22日までの間、千葉県鎌ヶ谷市へ児童9名と引率4名が訪問し、児童や地域の方々との交流を深めたところです。

また、土幌町・美濃市児童交流事業は、7月26日から29日までの日程で岐阜県美濃市を訪問しました。

本年度の滞在中も、厳しい暑さが続きましたが、対象校2校から参加した43名の児童は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用が決定したユネスコ無形文化遺産でもある美濃和紙の紙すきの体験、岐阜城や岐阜市歴史博物館の見学、うだつの上がる町並みを散策するなど歴史や伝統文化に触れ、貴重な体験をしてまいりました。

2日間のホームステイでは、美濃市の方々にお世話になりながら小さな親善大使としての一役を担ってくれたものと思っております。

8月22日から24日まで、美濃市・土幌町フレンドシップ事業で美濃市5校の小学校から児童99名が本町を訪れました。

初日は、美濃の家や伝統農業保存伝承館、土幌高原ヌプカの里、土幌高原展望台を見学し、午後からは土幌高校で本町の児童と一緒にじゃがいも掘りを体験し、双方の児童が再会を果たし、楽しい時間を過ごすことができました。2日目は土幌スカイエンジェルバルーンクラブの協力で熱気球の体験搭乗を予定しておりましたが、あいにくの雨で中止になりました。しかし、その他の施設等の見学では、西上加納農場、じゃがりこ工場、じゃがいも選果場、食肉処理施設、農協記念館、土幌高校農場等施設、道の駅ピア21しほろ、ふるさと資料館などを予定どおり見学し、本町の産業を学び、風土の違いや大規模農業を体験学習していただいたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も児童の交流を通して姉妹都市の美濃市との交流をより一層推進したいと考えております。

また、例年課題となっておりますホームステイ先の確保につきましては、児童の保護者や毎年ご協力をいただいている方、議員の皆様などの深いご理解のもと、美濃市の全児童がホームステイすることができました。

ホームステイをお引き受けいただきましたホストファミリーの皆様

には、美濃市の子どもたちに心温まるおもてなしをいただき、沢山の思い出づくりができたものと思います。

ホームステイ並びに見学・体験などご協力いただきました多くの町民の皆様に対しまして、この場をお借りし、心よりお礼を申し上げます。

次に、7月14日から札幌市で開催された第37回北海道小学生陸上競技大会に、十勝予選会等で好成績を収めた土幌小学校1名、上居辺小学校2名、計3名の児童が参加し、競技を通して全道の児童と交流を深め、上居辺小学校の小野寺仁菜さんが女子3年800mで7位入賞など、それぞれすばらしい成績を収められました。

中学生では、7月26日から旭川市で開催された第50回北海道中学校陸上競技大会に土幌町中央中学校から3年生の福田哲稀君、澤村愛花さんの2名の生徒が参加し、福田哲稀君が、男子100m6位、200mで5位に入賞するすばらしい成績を収められ、8月2日から伊達市で開催された第40回北海道中学校剣道大会に土幌町中央中学校2年生の寺町獅琉君が出場し、初出場で2年生ながらベスト16に入り健闘されました。

また、9月1日に釧路市で開催された第21回北海道ジュニア陸上競技選手権大会に土幌町中央中学校男子4名、女子2名の生徒が出場したところでございます。

これらの活躍は、日頃の練習の賜物であるとともに、選手個々の弛まぬ努力と指導者の熱意がもたらした成果であり、心より敬意を表する次第であります。

次に、土幌高等学校関係について報告申し上げます。

3年目を迎えたグローバルGAP（農産物の生産工程管理の国際基準）の取り組みは、6月26日にニンニク、ニンジン、小麦、ジャガイモの4品目について認証審査会社の更新審査を受け、今後認証される予定となっております。

北海道HACCP（北海道の自主衛生管理認証基準）については6月26日に講習会を行う等、食品加工施設で製造している加工品の追加認証に向けて意欲的に取り組んでおります。

また、農業先進技術活用実践学習ではドローンやe-kakash iを活用した学習に加え、家畜管理で新たに牛温恵（母牛の体温監視通報システム）を導入したIoT活用により省力管理を実践しております。

農業クラブ活動では、6月18日東北海道農業クラブ連盟意見発表大会が東藻琴高等学校で開催され、4名の生徒が参加しフードシステム科浜平くるみさんの「シーベリーが見据える世界への道しるべ～ミラクルフルーツでインバウンド消費向上のミラクル！～」と題した発表が最優秀賞、同じくフードシステム科の小川菜月さんと福田あみさん

が優秀賞一席を受賞しました。

入賞した3名は、8月23日壮瞥高等学校で開催された全道意見発表大会に出場し小川菜月さんと福田あみさんが優秀賞一席を受賞しました。また、入賞した2名は、10月24日札幌で開催される北海道高等学校産業教育意見・体験発表大会に出場します。

7月31日岩見沢農業高等学校で開催された全道技術競技大会には6分野22名が参加、農業鑑定競技とフラワーアレンジメント競技で最優秀賞を受賞し、それぞれ10月に開催される全国大会に参加します。

海外文化交流事業では、6月9日から12日までの4日間、アメリカ合衆国コロラド州にあるスモーキーヒル高校から生徒12名、教員1名の訪問を受け、土幌高校の生徒と共に授業を受けるなど親睦を深めることができました。9月下旬には土幌高校から16名の生徒がアメリカのスモーキーヒル高校を訪問する予定となっております。

2年生は、8月21日から23日まで、インターンシップを行い町内及び近隣の生産者や農業関連企業などで実習を行いました。

来年度の生徒募集につきましては、6月17日から7月5日まで中学校向け公開授業を開催し、中学生と保護者に授業の様子を見ていただき、6月24日から7月19日まで管内中学校40校を私と校長で訪問し、10月からは教職員が再度訪問して保護者や生徒の方々に本校の特色や修学助成制度などをPRする予定となっております。

また、今年度新たな試みとして、7月29日にオープンスクール「農と食の学習体験会」を開催し、管内の中学校17校から中学生39名が、農場や食品加工施設での各作業を体験しました。今後は9月13日のオープンスクール（中学生一日体験入学）や土幌町中央中学校への出前授業、要請があれば管内中学校に出向き本校の魅力を説明し、一人でも多くの生徒に入学してもらうようPR活動を続けてまいります。

また、FM-JAGAのラジオ放送を通して本校の「志プロジェクト」をはじめとする活動を5月以降5回に亘りPRし、今後も計画を立てて継続して放送を予定しております。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

各種学級活動は、柏樹学級が定山溪方面へ研修旅行を実施したほか、役場前花壇の整備や土幌高校生との交流事業として土幌高原の環境整備を行うなどボランティア活動に取り組んでいます。

また、花みこしづくりにも参加するなど多くの活動に積極的に取り組んでいます。

女性ライフスクールにおいては、教育講座・ボランティア活動を行うなど、多彩な事業が続けられているほか、中土幌・佐倉地区においても、自らの学習ニーズに応じた研修事業を実施するなど、自主的な活動が進められています。

サタデースクール事業につきましては、社会福祉法人温真会に委託

し、多くの小学生が参加して野外体験学習や自然観察、工作・科学教室、文化事業などを展開しています。

図書館では、七夕短冊飾りを開催、各小学校より全児童に「夏休み図書館何回来たかなカード」を配布するなど、より多くの町民に来館してもらうための行事を行いました。

次に、体育関係では、7月に町民体育祭として、ソフトボール大会及びパークゴルフ大会を開催し、多くの町民が参加してそれぞれ熱戦が繰り広げられました。

町民プールは6月14日にオープンして以降、連日多くの利用者で賑わっており、幼児・小学生水泳教室は4日間で延べ205名が参加しました。なお、今シーズンの利用期間は9月11日までを予定しています。

その他、各種体育団体や土幌町スポーツ合宿等推進協議会主催による大会が盛んに繰り広げられています。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

秋間議長

これで行政報告は終わりました。

なお、行政報告に関して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで、本定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

柴田副町長

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、補正予算に係る専決処分の承認1件、条例の一部改正が7件、町道の路線廃止及び認定1件、人事案件1件、辺地総合計画の変更が1件、物品購入契約1件、議決事項の一部変更が3件、補正予算案が4件と一般会計ほか各会計の決算認定8件の合計27件の議案等を提出させていただいております。

最初に、承認第1号は、一般会計補正予算の専決処分に係る承認であります。議案第1号から第7号までは、条例の一部改正であります。議案第1号、道路占用料徴収条例及び第2号の普通河川管理条例の一部改正は、消費税率の改定に伴う一部改正であります。議案第3号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例及び第4号、へき地保育所条例の一部改正は、法律の改正に伴い、保育料の無償化などにかかわる一部改正であります。議案第5号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、国で定める基準の一部改正による改正であります。議案第6号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、国で定める基準の一部改正と給食副食費の無料化にかかわる一部改正であります。議案第7号、学童保育所条例の一部改正は、佐倉学童保育所の廃止に係るものであります。議案第8号、町道の路線廃止及び認定についてでございます。第

9号は、教育委員会委員の人事案件であります。議案第10号、辺地総合整備計画の変更は、これにつきましては第2回定例会において議決をいただきましたスクールバス整備事業の変更に係るものでございます。議案第11号は、スクールバス購入に係る物品購入契約の締結に係るものであります。議案第12号から14号までは、議決事項の一部変更でございます。第2回定例会において議決をいただきました工事請負契約について完成後の物件の引き渡し消費税改定後であるために改正された消費税率分のみ契約金額を変更し、議決を求めるものでございます。議案第15号から第18号までは、補正予算でありまして、第15号が一般会計、第16号、国保会計、第17号は後期高齢者会計、第18号は介護保険会計の補正予算であります。認定第1号から第8号までは、平成30年度の各会計の決算認定であります。これ以外につきましては、工事請負契約1件について追加提案を予定してございます。

議案提案の都度詳細をご説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。総括説明といたします。

5 秋間議長

日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。

職員に朗読させます。

宇佐見
総務係長

監報告第1号。

土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、秋間紘一様。

土幌町代表監査委員、佐藤宣光。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

平成30年度5月分、令和元年6月20日、令和元年度5月分、令和元年6月20日、令和元年度6月分、令和元年7月19日、令和元年度7月分、令和元年8月21日、いずれも佐藤、河口監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。

記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上です。

秋間議長
佐藤代表
監査委員
秋間議長

代表監査委員の補足説明があれば求めます。

ございません。

これで例月出納検査報告を終わります。

6

日程第6、議報告第1号「道内行政視察報告」を行います。

職員にかがみ及び視察の趣旨を朗読させます。

宇佐見
総務係長

議報告第1号。

令和元年9月6日。

土幌町議会議長、秋間紘一様。

士幌町議会副議長、加藤宏一。

道内行政視察報告。

次のとおり道内行政視察を実施したので、別紙のとおり報告します。

1 ページをお開きください。1)、栗山町、雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウスについて。近年は、人口減少、少子化による児童生徒数の減少などの影響により、学校の統廃合が加速し、士幌町内においても平成30年度に小学校3校が新たに閉校となった。学校施設は、子供の教育施設という役割に加え、子供を中心とした地域住民、保護者、行政の地域協働の象徴として長い年月、地域コミュニティーの中心に立ち続けてきた。廃校舎となった施設は、その後の有効利用が強く求められていることから、栗山町と東川町の有効利用事例の視察を行った。

続きまして、4 ページをお開きください。2)、東川町、株式会社北の住まい設計社について。視察の趣旨につきましては、1)、栗山町、雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウスと同様の内容となっておりますので、朗読を省略いたします。

続きまして、6 ページをお開きください。3)、秩父別町、こども屋内遊戯場キッズスクエアちっくる及び屋外遊戯場キュービックコネクションについて。秩父別町における地域の活性化、交流人口拡大、子育て支援の拠点施設として位置づけられている道内最大級を誇る屋内遊戯場及び日本一の規模を誇る屋外遊戯場施設の取り組み状況について視察しました。

以上です。

これで道内行政視察報告を終わります。

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

秋間議長

7

石垣総務
企画課長

総務企画課長、石垣よりご説明申し上げます。

令和元年度士幌町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年7月29日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算の専決処分は、法人町民税の確定に伴い予算額を上回る還付金が生じたことから、速やかに還付するために専決処分を行ったものであります。

専決処分書の1ページをごらん願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億7,781万9,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、5ページをごらん願います。2款2項2目賦課徴収費、23節、町民税還付金を300万円追加し

たものでございます。

次に、歳入について説明しますので、その前のページ、4ページをごらん願います。19款1項1目、前年度繰越金を300万円計上して収支のバランスをとったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

8 日程第8、議案第1号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 それでは、議案第1号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

これにつきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、道路占用料について10月1日に改定予定の消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うものでございます。

説明資料5ページをお開き願いたいと思います。第2条の占用料の額でございますけれども、占用許可期間が1カ月未満の場合にあっては「100分の108」を「100分の110」に改定をするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9 日程第9、議案第2号「土幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 土幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

改正理由につきましては、ただいまご説明いたしました議案第1号と同様でございます。

説明資料の6ページをお開きください。別表でございますけれども、敷地使用料につきましてそれぞれの区分ごとについて規定しているものでございますけれども、備考の2で土地の占用期間が1カ月未満の場合、「100分の105」を「100分の110」に改めるものであります。この条例につきましては、8%になったときにこの部分については改定しておりませんでしたので、100分の105を100分の110とするものでございます

議案に戻っていただきまして、附則でございます。令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

大西議員 今回の説明では消費税が5%から8%に上がるときにこの部分だけ5%だったということですが、その理由は何ですか。

秋間議長 副町長。

柴田副町長 この部分については、8%に上がった時点においてここがちょっと見落としていたということもありますけれども、100分の105のままだったということでございます。申しわけございませんでした。

秋間議長 ほかにございせんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

10 日程第10、議案第3号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第3号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

これにつきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、3歳以上の保育料を無料とし、0歳から2歳児の児童の保育料について

は副食費相当分を減額するというものがございます。

説明資料の10ページをお開き願いたいと思います。次のページからは新旧対照表で改正部分を載せてございますけれども、この10ページでは改正の要旨について書いてございますので、こちらで説明をさせていただきます。これは、国の子育てに対する無償化の施策でありまして、令和元年10月1日から3歳児から5歳児までの保育所、認定こども園、へき地保育所などを利用する児童の保育料を無償化するものがございます。10月以降の国の施策については、3歳から5歳までの全ての児童の保育料が無償となります。さらに、0歳から2歳までについては、住民税の非課税世帯について保育料が無償となるものがございます。対象となる施設等については、幼稚園、保育所、認定こども園、へき地保育所などです。

これに加えて、本町の独自の施策として平成29年度から実施しております第2子以降の全ての児童の保育料を無償としてきましたので、今回の改正では第1子の0歳児から2歳児までの課税世帯の児童のみが有料ということになります。これにより、保育施設に通う約9割の児童が無償となります。また、国の制度では保育料を無償といたしますが、副食費として月額4,500円を徴収することになりますけれども、本町の場合、認定こども園、中土幌保育園については副食費が保育料の中に含まれているためにこれまで無償となっていた方が逆に4,500円の負担が発生するため、町独自の施策としてこの副食費分を町負担として、あわせて無償にならない第1子の0歳児から2歳児までの課税世帯の保育料からこの副食費相当分、月額4,500円を減額をしようとするものであります。

新旧対照表の12ページをごらんいただきたいと思います。別表に利用者負担額が記載しており、まず第1号につきましては短時間型の保育料でありまして、短時間型は3歳児以上の児童が対象となるため、全ての利用者負担金額を無料とするものであります。

14ページに認定こども園及び中土幌保育園の利用者負担金を載せてございまして、3歳以上の子供は第1子を全て0円として、3歳未満の子供は現行の金額から副食費分の4,500円を減額した金額としております。先ほど説明をしましたが、有料となるのは第1子の3歳児未満の課税世帯のみの児童でございます。

その他につきましては、文言等の改正でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、令和元年10月1日から施行するものであります。

2では、9月までの負担額につきましては、従前の例によるものとするということでございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

秋間議長

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで11時15分まで休憩といたします。
		午前11時01分 休憩 午前11時15分 再開
1 1	秋間議長	それでは、休憩前に引き続き議会を再開いたします。 日程第11、議案第4号「へき地保育所条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第4号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。 これにつきましても子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、3歳児以上の保育料を無料としようとするものでございます。 説明資料18ページをお開きください。新旧対照表でございますけれども、この別表で利用者負担金の額を定めているものでございまして、3歳以上と3歳未満の欄に分けまして、3歳以上の児童の利用者負担金を無償とするものでございます。 議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、令和元年10月1日から施行するものであります。 2につきましては、9月までの負担額についてなお従前の例によるということとするものでございます。 以上、議案第4号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2		日程第12、議案第5号「土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第5号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
副 町 長 を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

これにつきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、連携施設の確保及び食事の提供に係る基準を緩和するために改正するものでございます。

説明資料は19ページ、20ページをお開きください。改正内容の主な点について説明をいたします。家庭的保育事業者における保育は満3歳に達して卒園するというものでして、3歳から5歳児の就学前児童に対して引き続き必要な保育が提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保することを求めています。しかし、全国的には46%の施設が連携できていないという状況でございまして、そのような状況に合うように改正をするというものでございます。

まず、第6条に第2項から第5項までの4項を追加いたしまして、第2項及び第3項については代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、第4項、第5項につきましては家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするものでございます。卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととするという内容を追加してございます。

21ページに行きまして、第16条第2項に第4号を加える追加規定でございすけれども、これは家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託している事業者は、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができ、町長が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするというものでございます。

同じページの第45条に第2項を加える追加規定は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするというものでございます。

次の附則第2条に第2項を加える追加規定は、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自分のところで食事を提供するために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするというものでありま

す。

同じく22ページの附則第3条においては、「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を削る改正規定については、先ほど述べましたけれども、第45条において特例保育所型事業所内保育事業者は連携施設の確保をしないことができることとしたことから、本条の経過措置の対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くもので、5年から10年と経過措置を延ばした箇所については、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると町が認めるときはさらに5年間延ばすというものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございまして。これは、公布の日から施行するというものでございまして。

以上で議案第5号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

13

日程第13、議案第6号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第6号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これにつきましては、幼児無償化に関する子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正並びに町内保育施設の給食副食費を無料にするために改正をするものでございます。

説明資料は23ページをお開きください。最初に、第2条の用語の意義についての規定ですけれども、第9号から11号、18号、19号、22号はそれぞれ改正をするものでございまして、第12号から16号までは追加であります。追加した分についてはそれぞれの号数が繰り下がるものでありまして、この内容につきましては「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正する箇所がこの第2条や第3条以降の改正条文にも多く出てきますけれども、10月1日から始まる幼児教育の無償化に伴う先ほど述べました法及び基準の中の文言の改正に伴うものでござ

います。

28ページをお開きください。13条第1項、第2項の改正は、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを全て第35条、第36条において定めることに伴う改正で、次のページを開いていただきまして、同条第4項の改正規定は、国の基準どおりに食事の提供、副食費の実費徴収の規定をこの条例において定めるものであります。土幌町独自の基準については、最後にこの改正規定の附則の箇所の説明をさせていただきます。

31ページに行きまして、第14条の改正規定は、先ほども説明しました特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準を読みかえて第35条、第36条において定めることとするに伴う改正でございます。

37ページをお開きください。第14条の改正規定は、先ほども述べましたけれども、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを全て第35条、第36条において定めることとするに伴う改正でございます。

37ページに移りまして、第35条第3項及び次のページの第36条第3項の改正規定は、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められていた特別利用保育を提供する場合の基準の読みかえを本項にまとめるとともに、第13条第4項第3号に新設されていた規定について読みかえ規定を追加するための改正でございます。

42ページをお開きください。41ページから始まります第42条の改正規定につきましては、先ほど議案第5号で説明しました土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案第6条の追加規定で述べました代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和など同様に改正内容を行うものであります。こちらにつきましては、家庭的保育の運営に関する基準が施設に対する認可基準を規定したものでございまして、この議案第6号については施設が委託料などの給付を受ける際の町の確認基準を定めているものとなっております。議案第5号の改正をした場合、関連で議案第6号も改正を行うこととなっております。

続きまして、44ページの第43条第1項及び第2項の改正規定につきましては、特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえは全て第51条、第52条において定めることとするに伴う改正でございます。

48ページに行きまして、第51条第3項の改正規定につきましては、先ほど述べました第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえ規定を定めるものでございます。

50ページの第52条第3項の改正規定も同様の内容でございます。

同じページの附則第2条の改正規定につきましては、第13条の改正

に伴い、同条の読みかえ規定を整理するものであります。

51ページに行きまして、第3条につきましては、幼児教育・保育の無償化により1号認定の子供にかかわる利用者負担額は一律ゼロとなることに伴い、第13条第1項、第43条第1項の規定により利用者負担を支払うべき保護者の範囲から1号認定子供にかかわる保護者が除かれるため、利用者負担額の根拠規定に関する読みかえが不要となるために削除をするというものでございます。

最後に、52ページの附則第5条の改正箇所につきましては、議案第5号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則第3条の改正規定と同様の改正としてございます。

議案23ページに戻っていただきまして、附則であります。令和元年10月1日から施行するものであります。

2では、先ほど第13条第4項の箇所で説明をさせていただきました給食副食費の実費徴収について国の基準4,500円を土幌町では適用せず、全ての保育施設で無料とするものでございます。この附則の規定により、認定こども園、中土幌保育園は今までどおり副食費を徴収せず、川西、上居辺保育所については保護者負担としているおかず代、おやつ代等を無料とさせていただき規定となつてございます。

以上で議案第6号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

14

日程第14、議案第7号「土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第7号 土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これにつきましては、佐倉小学校が来年廃止となることから、佐倉小学校区内の学童保育所についても廃止しようとするものでございます。

説明資料は53ページであります。第2条の佐倉学童保育所の欄を削るものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。令和2年4月1日から施行するものであります。

秋間議長	以上、議案第7号の説明といたします これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 次回は、10日午前10時から再開いたします。 本日はこれで散会いたします。 <p style="text-align: right;">(午前11時35分)</p>